

少第168号
平成15年3月24日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

MSリーダーズ支援アドバイザーの運用に関する要綱の制定について
(通達)

少年の規範意識の啓発と健全育成に資するMSリーダーズ活動の活発化、発展及び拡大を図るため、このたび、MSリーダーズ活動の継続的な支援などの中核的な役割を担うMSリーダーズ支援アドバイザーを配置することとし、別添のとおり「MSリーダーズ支援アドバイザーの運用に関する要綱」を制定して、平成15年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

MSリーダーズ支援アドバイザーの運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、岐阜県警察各種非常勤専門職設置要綱（昭和52年3月14日付け務発第99号、鑑発第68号、防少発第126号、交免発第106号。以下「要綱」という。）に規定するMSリーダーズ支援アドバイザー（以下「MSアドバイザー」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

MSアドバイザーとは、少年の非行防止及び保護に関する知識・経験を有する者で、少年の規範意識啓発活動など、少年の非行防止と健全な育成を図るための活動を行う特別職の地方公務員をいう。

第3 任用等

MSアドバイザーの任命、解任、報酬その他の勤務条件等は、要綱に定めるところによる。

第4 配置

MSアドバイザーは、生活安全部少年課に配置するものとする。

第5 職務

MSアドバイザーは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の指揮監督の下に、次の職務を行うものとする。

- (1) MSリーダーズ活動の育成・支援に関すること。
- (2) MSリーダーズ活動の広報啓発に関すること。
- (3) 学校等関係機関や少年警察ボランティア等との連携に関すること。
- (4) 薬物乱用防止教室開催の支援に関すること。
- (5) その他特命事項に関すること。

第6 遵守事項

MSアドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) MSリーダーズ活動の主眼が少年の規範意識啓発にあることに留意し、自ら模範となる言語態度及び行動に努めること。
- (2) MSリーダーズに対する指導や助言に当たっては、学校や生徒の自主性を十分尊重し、自発的な活動が行われるよう配慮すること。
- (3) MSリーダーズ活動が地域社会に広く浸透し、その理解と支援が得られるよう、関係者への働きかけに努めること。
- (4) 常に警察官、少年補導職員及び少年相談アドバイザーとの緊密な連携に努めること。
- (5) 勤務中は、常に「身分証明書」（別記様式第1号）を携帯し、関係者から提示を求められた場合は、これを提示すること。

第7 報告

MSアドバイザーは、勤務時間中の活動内容について「勤務日誌」（別記様式第2号）に記載し、少年課長に報告するものとする。

別記様式第1号

第 号	
MSリーダーズ支援アドバイザーの証	
←--- 2.5cm --->	
写真	氏名
3.0cm	年 月 日生
年 月 日 交付	
	岐阜県警察本部長 印

7.0cm

9.5cm

別記様式第2号

勤 務 日 誌

課 長	次 席	補 佐	課 員	担 当 者

年 月 日 (曜 日)		天 候	
指 示 事 項			勤 務 員
時 間	活 動 内 容		

備 考			

